

よくあるご質問

1 申請について

Q 1 他の公的機関の助成金と同一テーマで重複して申請することは可能か。

他の公的機関の助成金（ものづくり補助金等）とは、併願申請は可能です。しかし、同一テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、一方を辞退していただきます。

Q 2 公社の他の助成事業と同一テーマで申請することは可能か。

公社の他の助成事業との併願申請は不可です。どちらか一方のみを申請してください。

Q 3 前年度に別のテーマで採択され、助成事業の実施中です。前年度分のテーマが完了前に申請することは可能か。

テーマが別であれば、助成事業実施中でも申請可能です。

2 申請要件について

Q 4 どんな会社が助成対象となるか。

中小企業基本法を準用します。中小企業基本法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社等を指すものとします。

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、有限責任事業組合（LLP）等は助成対象外となります。

Q 5 創業予定者は、申請時点の所在地は都外でも問題ないか。

都内での創業を具体的に計画されていれば申請可能です。

Q 6 事業の実施場所に他社を記載してもよいか。

申請者の事業所に限ります。委託先を含め、他社を事業の実施場所とすることはできません。

Q 7 事業の実施場所は、他県でも構わないか。

「原則として東京都内」であり、「公社が購入物品・成果物等を確認できること」が要件です。首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）であれば概ね申請可能です。

3 助成対象事業について

Q 8 製品化・実用化のための研究開発における「研究開発の主要な部分」とは何を指すか。（募集要項 P.7）

例えば仕様策定やテスト等、研究開発の根幹をなす部分のことを指します。

製品化・実用化のための研究開発においては、研究開発の主要な部分が自社開発である必要があります。

Q 9 新たなサービス創出のための研究開発における「サービス創出の主要な部分」とは何を指すか。（募集要項 P.7）

例えば構想、企画、要求の定義等、提供予定のサービスにおいて根幹をなす部分のことを指します。

新たなサービス創出のための研究開発においては、サービス創出の主要な部分は、申請者が担う必要があります。

Q10 ファブレス（製造設備を持たない）企業でも申請が可能か。

申請は可能です。ただし、例えば仕様策定やテスト等の開発の主要な部分は自社で行うことが要件です。

4 助成対象経費について

Q11 達成目標が達成できなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

達成目標に設定したすべての内容について達成したことを確認できなかった場合は、事業完了とならず、助成金は交付されません。

Q12 サービスの内容に関する経費は助成対象となるか

対象となるのは、サービスを実現する手段としての試作品の開発であり、サービスの内容に関する経費は対象外です。例えば、新たな動画配信サービスの創出を目指す場合、動画配信手段となるシステムの開発経費は助成対象ですが、サービスの内容である動画コンテンツ自体の経費は助成対象となりません。

Q13 申請前に支払った経費は対象になるか。

助成対象期間内（令和6年9月1日～令和8年5月31日）に発注または契約、取得・実施、支払いが完了した経費が対象です。申請前に支払った経費は対象となりません。

Q14 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、対象経費になるか。

研究開発の実施に直接使用する費用であれば、機械装置・工具器具費に該当します。

助成対象期間内に発注または契約、利用開始、支払いが発生した経費が対象となるため、助成対象期間外に係る経費は対象外となりますので、ご注意ください。

Q15 機械装置・工具器具費、委託費の見積もりは1社分のみでよいか。

1件単価100万円(税抜)以上の機械装置・工具器具費の購入、1契約あたり100万円(税抜)以上の委託・外注費の計上の場合は、申請時に2社分の見積書の提出が必要となります。

「1社しか生産していない」、「販売先が1社に限られている」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

Q16 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記入してください。

5 追加提出書類について

Q17 確定申告書について、決算期の変更により決算の対象期間が12か月に満たない場合はどうすればよいか。

2期分の確定申告書類があれば、1期が12か月に満たないものが含まれていても問題ありません。

Q18 履歴事項全部証明書は、登記情報提供サービスから出した「登記情報」で代替とできるか。

本事業においては、照会番号が記載されたものであっても、履歴事項全部証明書の代わりとして扱っておりません。

法務局の発行後3ヶ月以内（書類提出日時点）の履歴事項全部証明書を提出してください。

6 その他

Q19 販売開始はいつから可能か。

助成事業完了（完了検査の翌日）後、販売開始可能です。ただし、開発した試作品自体は、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで保存義務がありますので、ご注意ください。

Q20 販売（営業行為を含む）とあるが、営業行為はどういったものが該当するか。

例えば、以下のような行為が該当します。

- ・ 助成事業実施中（完了検査前）に、自社 HP 内で販売中の商品として研究開発物の情報を掲載した
- ・ 助成事業実施中に出席した展示会において、研究開発物の販売価格が掲載されたチラシを配布した
- ・ 助成事業実施中に特定の企業に対し、研究開発物を有償にて貸与・提供を行った